

青森県報

号外第五十四号

平成十六年
六月二十四日
(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……一

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………(同) ……二

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任……………(同) ……二

参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式等……………(同) ……三

参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票用紙の様式等……………(同) ……四

参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等……………(同) ……五

参議院青森県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数……………(同) ……六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………(同) ……六

参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………(同) ……六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………(同) ……六

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………(同) ……六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………(同) ……七

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所……………(同) ……七

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同) ……七

参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………(同) ……七

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

平成十六年六月二十三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二三、九五二人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四

十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六六、二六三人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区 八、八二二人

西津軽郡選挙区 一八、二三四人

南津軽郡選挙区 二六、一七八人

北津軽郡選挙区 一七、一〇六人

上北郡選挙区 三二、二九三人

下北郡選挙区 一〇、五五六人

三戸郡選挙区 二四、六〇三人

青森市選挙区 八〇、〇〇一人

弘前市選挙区 五二、三四七人

八戸市選挙区 六四、四六七人

黒石市選挙区 一〇、六二九人

五所川原市選挙区 一三、三七五人

十和田市選挙区 一六、八三五人

三沢市選挙区 一一、三四〇人

むつ市選挙区 一三、四一一人

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

選挙長	氏名	住所	選挙長職務代理者	氏名	住所
田中正三	田中正三	南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元一五五番地二	沼尾毅一郎	沼尾毅一郎	上北郡上北町大字大浦字沼端一丁目一

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

選挙分会長	氏名	住所	選挙分会長職務代理者	氏名	住所
金澤五郎	金澤五郎	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三二番地の二	北山眞澄	北山眞澄	東津軽郡蟹田町大字蟹田字田ノ沢三五番地三

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 参議院青森県選挙区選出議員選挙用

1 様式

第二十四回
参議院青森県選挙区選出議員選挙投票

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">選挙区</div> <p style="text-align: center;">○注 ちゅうい 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内にひとりか ごうほしや しめい 候補者の氏名は、欄内にひとりか ごうほしや しめい</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>
--	--

2 規格等

規格は、おおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。
紙質はB Pコート紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色は薄い黄色、黒刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷り込みとする。

二 参議院比例代表選出議員選挙用

1 様式

第二十四回
参議院比例代表選出議員選挙投票

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">比 例</div> <p style="text-align: center;">○注 ちゅうい 意</p> <p>一 候補者の氏名を、欄内にひとりか ごうほしや しめい 候補者の氏名を、欄内にひとりか ごうほしや しめい</p> <p>二 候補者の氏名に代えて、政治団体の めいしやうまた りやくしやう 名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>
---	--

2 規格等

規格は、おおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。
紙質はB Pコート紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、赤刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、赤刷り込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における点字投票に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 参議院青森県選挙区選出議員選挙用 様式

選挙区
第二十回
参議院青森県選挙区選出議員選挙投票

点字投票

印

○注 ちゅうい
意

一 候補者の氏名は、欄内にひとりか
ごうほしや しめい
候補者 の氏名は、欄内にひとりか
ごうほしや しめい
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

ごうほしや しめい
候補者 の氏名

投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で上記のように表示する。

2 規格等

規格は、おおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。紙質は上質紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色は薄い黄色、黒刷りとする。

印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

二 参議院比例代表選出議員選挙用 様式

比例
第二十回
参議院比例代表選出議員選挙投票

点字投票

印

○注 ちゅうい
意

一 候補者の氏名を、欄内にひとりか
ごうほしや しめい
候補者 の氏名を、欄内にひとりか
ごうほしや しめい
二 候補者の氏名に代えて、せいとう
めいしようも りやくしよう
りやくしよう
名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

ごうほしや しめい また
候補者 の氏名 又
せいとう その
は 政治団体の
せいじだんたい
の政治団体
めいしようも
名称若しくは
りやくしよう
りやくしよう
略称

投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で上記のように表示する。

2 規格等

規格は、おおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。紙質は上質紙一一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、赤刷りとする。印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、赤刷込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 参議院青森県選挙区選出議員選挙用

1 様式

第 回参議院青森県選挙区選出議員選挙

船員不在者投票

○注 ちゅうい

一 候補者の氏名は、欄内にひとりか
 こうほしや しめい
 候補者 の 氏名 は、 欄 内 に 一 人 書 く こ と。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
 こうほしや しめい
 候補者 で ない 者 の 氏 名 は、 書 か ない こ と。

こうほしや しめい 候補者 氏名

2 規格等

規格は、おおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は薄い黄色、黒刷りとする。

二 参議院比例代表選出議員選挙用

1 様式

第 回参議院比例代表選出議員選挙

船員不在者投票

○注 ちゅうい

一 候補者の氏名を、欄内にひとりか
 こうほしや しめい
 候補者 の 氏 名 を、 欄 内 に 一 人 書 く こ と。

二 候補者の氏名に代えて政党その他
 こうほしや しめい
 候補者 の 氏 名 に 代 えて 政 党 そ の 他 の 政 治 団 体 の
 めいしやうまた りやくしやう
 名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。
 名 称 又 は 略 称 を、 欄 内 に 一 つ 書 く こ と も で き る こ と。

こうほしや しめい また 候補者 氏名 又 他 は 政 党 そ の 他 の 政 治 団 体 の めいしやうまた りやくしやう 名称又は略称

2 規格等

規格は、おおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、赤刷りとする。

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

掲示面の区画数 六区画

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成十六年十一月自治省告示第六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

くじを行う場所 青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	くじを行う日時 平成十六年六月二十四日 午後五時十分
--	----------------------------------

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項の規定により、平成十

六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第三百四十四条の規定により告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

くじを行う場所 青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	くじを行う日時 平成十六年六月二十四日 午後七時
--	--------------------------------

青森県選挙管理委員会告示第四十号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

- 一 場所 青森市中央一丁目一番一八号
ラ・プラス青い森 四階 「ラ・メール」
- 二 日時 平成十六年七月十三日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 場所 青森市中央一丁目一番一八号

ラ・プラス青い森 四階 「ラ・メール」

二 日時 平成十六年七月十三日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することができる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

制限額 三九、二六八、六〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十六年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号

ただし、平成十六年六月二十四日は青森県庁西棟八階大会議室とする。

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十六年六月二十四日

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長 田中正三

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十六年七月八日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十六年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 金澤五郎

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十六年七月八日 午後五時二十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭